

生徒心得

1 生徒心得の基本

生徒は、その一人ひとりが校訓・教育目標の実現に向かって努力し、本校生徒としての自覚を高め、心身ともに健康で健全な生活態度をもって、充実した学校生活を過ごすよう心がけ、よりよい環境作りに努める。

2 生活の規約

(1) 校内生活

校内生活では互いに人格を尊重し規律を守り、学習と部活動に励み、充実した高校生活を送れるよう努力する。また、互いに健康に留意し、常に清潔な環境にするよう心がける。

(2) 校外生活

校外生活は社会的評価を受ける場でもある。高校生としての自覚を持ち、良識ある行動をとる。また、長期休業中も高校生であるという自覚を忘れず、意義ある休暇にする。

(3) 頭髪、服装等

頭髪や服装は清潔、質素、端正であるよう心がける。

(4) 通学や交通安全

交通法規や公衆道徳を守り、交通事故防止に努める。電車やバス等の乗降は整然と速やかにし、他の乗客の迷惑にならないようにする。また通学中、高校生としての品位を落とす行為は厳につつしむ。

(5) 部活動

部活動は、活動を通して心身ともに調和のとれた成長を心がけ、個々の能力を最大限に伸ばすことを目指すよう心がける。

3 校内生活

校内生活では次の点に留意する。

(1) 登校：午前8時30分までに教室で着席し、読書している。

(2) 下校：午後7時完全下校とする。午後5時以降は、定時制の授業に支障のないように、A棟とB棟の間を通る。

(3) 欠席：保護者が連絡する。

(4) 忌引：一親等（父母） 7日

二親等（祖父母、兄弟姉妹） 3日

三親等（曾祖父母、叔父母、伯父母） 1日

なお、忌引日数には、土日・祝日が含まれる。

(5) 遅刻：保護者が連絡する。

遅刻した場合、職員室で入室許可の手続きをし、許可証を担任又は担当教員に提出し教室に入る。

(6) 早退：早退する場合は、職員室で早退届に記入し、担任の許可を受けてから下校する。

保護者による送迎ができず、生徒が一人で帰宅した場合は、必ず帰宅後に電話で連絡する。

(7) 外出（中抜け）：許可証に記入し担任に許可を受けてから外出する。帰校後担任に連絡する。

(8)所持品：学習活動に不必要なものは学校に持ち込まない。

貴重品の保管には留意し、移動教室等(体育、芸術等)や学校行事の際には、鍵を付けたロッカーの活用を原則とし、各自管理を徹底する。

(9)掲示、募金、調査、出版、集会等：生徒課に願い出て許可を受ける。

(10)ロッカーの使用：一時的な所持品等の置き場とする。各自施錠し責任をもって管理する。

(11)遺失物・拾得物：担当教員に申し出る。又は届け出る。

4 校外生活

校外生活では、次の点に留意する。

(1)校外で、事故等が生じた場合には、直ちに学校(担任等)に連絡する。

(2)外出する際は、常に身分証明書を携行する。

行き先や帰宅時間を保護者に連絡し、夜間の外出は極力避ける。

(3)友人宅への外泊は、原則として禁止する。

(4)旅行や語学研修などで海外渡航をする際は、「旅行届」を提出する。

(5)不健全な場所に立ち入らない。

不健全な場所とは以下である。

a：不健全娯楽場(法律や条例により出入りが禁止されている場所)

b：高校生として不健全であると思われる場所

(6)長期休業中は「長期休業中の生活心得」の記載内容に従う。

5 長期休業中及び長期休業中以外のアルバイト

(1)学期中のアルバイト(以下、「特別アルバイト」)は原則として禁止する。ただし、特別の事情(奨学給付金等)がある場合には、所定の手続を経たのち、職員会議で審議する。

(2)長期休業中のアルバイトは所定の手続により認める。ただし、成績不振者や生徒心得を守らない者については認めない。

(3)手続は以下のとおりとする。

a：特別アルバイトを希望する場合は、担任に申し出て、アルバイト担当から関係書類の交付を受ける。

b：長期休業中のアルバイトを希望する場合は、説明会に参加し、担当の指示に従い、関係書類の交付を受ける。

c：特別アルバイト先の変更がある場合は、担任に申し出てアルバイト担当から関係書類の交付を受ける

(4)就業時間等は労働基準法の範囲内で、終了時刻は、特別アルバイトの場合午後8時(ただし、テスト週間・テスト期間中のアルバイトは禁止とする。)、長期休業中の場合には午前8時から午後5時までとする。いずれの場合にも、安全に帰宅できることを条件とする。

(5)アルバイト先について、高校生として不健全、又は心身の発達に不相当と学校が判断したものは認めない。

(6)特別アルバイトは学期終了毎に年3回、長期休業中のアルバイトは終了後に報告書を提出する。

6 頭髪・服装等

(1)頭髪

- a: 清楚な髪型とする。
- b: 原則、染色・加工等は禁止とする。
- c: 縮毛矯正、白髪染めについては、保護者からの要請をもとに担任、生徒課で許可があった後、行うものとする。

(2)化粧、装飾品等

- a: アイプチ、カラーリップ、まつ毛の加工等の化粧行為は禁止する。
- b: ピアス(透明ピアスを含む。)、ネックレス、指輪、ブレスレット、貴金属の健康器具等の装飾品は禁止する。
- c: 脱毛などによる過度の眉の形状加工、ペン等の使用による眉の加工は禁止する。
- d: その他、マニキュア、カラーコンタクト等を禁止する。

(3)服装

学校指定の制服を正しく着用する。制服の改造は禁止する。

- a: 上下制服、長袖白ニットシャツ、ネクタイ、リボン、ベルトを標準とする。
男子：長袖白ニットシャツ、ネクタイ
女子：長袖白ニットシャツ、ベスト、ネクタイ、リボン
- b: 夏季略装として以下 (ア) (イ) いずれかを認める。
(ア)長袖白ニットシャツ、ネクタイ、リボン、ベスト
(イ)学校指定の半袖白開襟シャツ・ポロシャツ(式典時にあつては、ポロシャツは禁止する。)
「夏季略装の着用期間(衣替えの期間)の指定はしない。」
- c: 長袖白ニットシャツの第1ボタンを締めてネクタイ、リボンを留める。
- d: 長袖白ニットシャツはスラックス、スカートに入れ、外に出ないように留意する。ただし、ポロシャツはその限りではない。
- e: 長袖白ニットシャツ、半袖白開襟シャツ(ポロシャツ)・半袖白ブラウスの下に着るシャツは、華美でないものとする。
- f: スラックスは、ウエストラインでベルトを締める。裾を引きずったり、外に折り返すことは認めない。ベルトは華美でないものとする。スカート丈は、膝が隠れる程度とする。

(4)防寒着

原則、概ね10月から4月末までの着用とする。

- a: 上着
ハーフ丈で、色、柄やデザインが華美でないものとする。ただし、ブレザーの上に着用すること。
- b: セーター類
セーター類は、ブレザーの下に着用する。その際、襟元のネクタイ、リボンが見えるもの、裾や袖、襟から見えないもので、華美でないものとする。
- c: タイツ、レギンス
色は黒、紺とする。靴下を履く場合は同色とする。
- d: マフラー

華美でないものを、登下校時に着用してもよい。

★マフラーの着装および着脱は昇降口で行うこと。

(5)靴下

a：白、黒または紺のソックスとする。

※個人写真撮影や式典時は、黒または紺のハイソックスとする。

b：ルーズソックスは禁止する。

(6)下履き

a：黒か茶の革靴、又は運動靴とする。

b：サンダル、ブーツ(ワーキングブーツを含む)等、通学にそぐわない靴は禁止する。

(7)上履き

学校指定の上履きとする。

(8)バック

a：高校生の通学にふさわしい通学用のバッグを必ず持参する。

b：他の学校の指定バッグの使用を禁止する。

(中学校で使用していた校章のない指定バックは可とする。)

7 スマートフォンの使用

学校生活において使用を制限する。使用の制限は以下のとおりとする。制限を守れない場合は指導対象とする。

a：学校敷地内での使用を許可する。ただし、

(ア)学校生活(部活動を含む)に必要と思われる用途でのみ使用する。

(イ)使用してもよい時間は、始業前及び放課後とする。その他の時間に使用する場合は、教員に許可をとる。

(ウ)スマートフォンの電源を入れる場合は常にマナーモード(バイブレーションも禁止)とし、音が鳴らないようにする。

(エ)写真や動画の撮影は必ず許可を取る。

(オ)学校のコンセントを使用しての充電は禁止する。

(カ)その他、他人の迷惑になるようなことはしない。

b：保管に関しては、貴重品に準ずる。

8 交通安全及び運転免許取得

<交通安全>

(1) 通学全般

(ア)交通道徳を守り、周りの人に迷惑がかからないようにする。特に電車、バスの利用は乗車マナーを守る。

(イ)道路交通法(自転車通学者は乗車用ヘルメット着用努力義務化)を守り、交通安全に心がける。

a：自転車通学者(令和8年度入学生からヘルメットの所持が許可条件に加わります。)

<新規登録>

- (ア) 1年生(2・3年生の新規登録者)を対象とする。
- (イ) 自転車安全整備店で点検を受け、TSマークを貼る。
- (ウ) 自転車通学届を担任へ提出する。(入学式持参書類)
- (エ) 4月初旬、担任から自転車通学許可証を受け取る。(乗車中は必ず所持すること)
- (オ) 年度途中での自転車通学への変更は、生徒課に申し出て手続を行う。

<更新登録>

- (ア) 2・3年生を対象とする。
- (イ) 各自定期的に点検をする。
- (ウ) 3月初旬から新年度までに自転車安全整備店で点検を受け、TSマークを貼る。(以下エ参照)
- (エ) 4月初旬、各担任に自転車更新届を提出する。
- (オ) 自転車を変更したものは、生徒課(交通担当)に申し出て登録番号を更新する。手続き終了後新しい自転車通学許可証を受け取る。(乗車中は必ず所持すること)

a: 自転車通学を辞める場合

- (ア) 担任に申し出る。
- (イ) 担任は生徒課(交通担当)へ伝える。
- (ウ) 生徒課(交通担当)により、登録番号の抹消を行う。

b: 禁止事項

- (ア) 安全を損なう自転車の使用、改造
- (イ) 傘差し運転
- (ウ) 2人乗り
- (エ) 並進
- (オ) スマートフォンの使用
- (カ) イヤホン(ヘッドホン)の使用

c: 交通法規を守り、事故が起こらないように十分に注意する。万が一事故が発生したら、直ちに担任(学校)に連絡をすること。できるだけ速やかに生徒事故報告書を提出すること。また、警察から交通違反切符等を渡された場合は、生徒課(交通担当)へ申し出ること。

<運転免許取得>

- (1) 運転免許取得は、原則として禁止する。
- (2) ただし3年生は、2学期期末テスト以降、進路内定者に限り、以下の条件で自動車学校への通学(普通免許のみ)を所定の手続により許可する。

a: 自動車学校入校手続き

- (ア) 2学期末テスト終了後、運転免許取得希望者を対象とする説明会に参加する。
- (イ) 自動車学校入校手続許可日は、運転免許取得のための説明会后とする。
- (ウ) 入校手続をする前に、普通自動車運転免許取得許可願、普通自動車運転免許取得承認書を学校へ提出し、校長の許可を受ける。
- (エ) 入校の際に、普通自動車運転免許取得承認書を持参し入校をする。
- (オ) 特別な理由があり、(ア)(イ)以外での自動車学校入校ならびに教習が必要な場合は、申し出により生

徒課で検討して判断する。

b：条件

- (ア)学校生活を最優先とするため、教習や試験で、学校を欠席、遅刻、早退、欠課をしてはならない。
 - (イ)成績不振者や生活面で問題がある者に対しては、原則として自動車学校への通学を許可しない。
 - (ウ)特別アルバイト者は、原則として自動車学校の入校は家庭学習期間からとする。ただし、特別な事情がある場合は、その都度審議を経て決定する。
 - (エ)自動車学校への通学は、休日を含め制服を着用する。
 - (オ)運転免許取得後も、卒業までは運転しない。
 - (カ)合宿等、宿泊を伴う運転免許取得は禁止する。
 - (キ)卒業前に免許証を取得した場合は、担任に申し出る。
- (3)(2)イの条件を守れない場合は指導対象とする。

9 生徒による政治的活動について

- (1)選挙活動を行う場合は、18歳の誕生日の前日以降でなければならない。
- (2)学校の構内（敷地内）での選挙活動や政治的活動は、すべて禁止する。
- (3)放課後や休日等に学校の構外（敷地外）で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒自らが判断して行う。なお、その選挙運動や政治的活動が違法、暴力的またはそのおそれが高い場合は禁止する。
- (4)構外（敷地外）の選挙運動や政治的活動に参加する場合の学校への届出は必要としない。
- (5)その他、公職選挙法違反に該当することは禁止する。

10 懲戒及び指導処置規定

生徒の懲戒及び指導処置は、以下のとおりとする。

- (1)本校生徒の懲戒は、退学、停学、又は訓告とする。
- (2)事例により、謹慎、訓戒等の指導処置とする場合もある。

a：謹慎

謹慎は、無期謹慎又は有期謹慎とする。特別な事情がある場合は、登校（学校）謹慎とすることもあ
る。ただし欠席扱いとする。

b：訓戒

訓戒は、校長、副校長、教頭によるものとする。

c：説諭

説諭は、生徒課長、学年主任等によるものとする。

- (3)懲戒又は指導措置の対象生徒は、次に該当するものとする。

a：学校生活不良行為

b：反社会的行為

c：学校の安心、安全を脅かす行為

具体的には主に以下のとおりである

(ア)授業等を怠学した場合

- (イ) 頭髪、服装、所持品等の校則違反をした場合
- (ウ) 授業態度不良、授業妨害等をした場合
- (エ) 無許可でアルバイトをした場合
- (オ) 不健全交友(交遊)、不健全施設等への立人をした場合
- (カ) 他者への誹謗、中傷(メール、SNS等を含む。)をした場合
- (キ) テスト等の不正行為をした場合
- (ク) 飲酒、喫煙をした場合(喫煙具(加熱式たばこや電子たばこ等)を所持、同席を含む。)
- (ケ) 器物破損等の行為をした場合
- (コ) 定期券等の不正使用をした場合
- (サ) 万引き、窃盗行為をした場合
- (シ) 暴力行為をした場合
- (ス) 金銭等の強要をした場合
- (セ) 粗暴犯、凶悪犯に相当する行為をした場合
- (ソ) 危険・禁止薬物等の所持及び使用をした場合
- (タ) 学校の秩序を著しく乱す行為、生徒としての本分に著しく反する行為をした場合
- (チ) 交通違反等の行為をした場合
 - ・ 無免許運転
 - ・ 無断免許取得
 - ・ 暴走行為
 - ・ 本人の過失により交通事故を起こし加害者となった場合
- (ツ) その他青少年保護育成条例違反、迷惑行為等をした場合

11 部活動

(1) 目的

部活動は、活動を通して心身ともに調和のとれた生徒を育成すると共に、個々の能力を最大限に伸ばすことを目的とする。

(2) 活動方針

週1回以上の活動を原則とする。

(3) 登録

全学年任意加入とする。

a: 登録時期

(ア) 1年生: 4月に生徒課が示す期間内に任意加入する。

(イ) 2・3年生: 前年度2月に生徒課が示す期間内に任意加入する。

b: 登録手順

生徒課が示す日時に、部活動登録用紙に必要事項を記入し、担任に提出する。(詳細は生徒課係が事前に提示する。)

c: 変更又は退部

部活動の変更または退部を希望する場合は、顧問と担任に申し出る。

(ア)変更

旧顧問、新顧問の承諾を得た後、部活動変更届の手順に従い、必要事項を記入。押印し、手続きが完了して変更することができる。

(イ)退部

顧問の承諾を得た後、部活動変更届の手順に従い、必要事項を記入・押印し、手続きが完了して退部することができる。

(4)部活動名

a：運動部

野球、ハンドボール、弓道、テニス、女子バレーボール、ダンス、サッカー（条件付き募集、令和9年度より募集停止）

b：文化部

吹奏楽、総合文化「写真班、美術班（令和8年度1年生より募集停止）、家庭班（令和8年度1年生より募集停止）、英語班（令和8年度1年生より募集停止）」

(5)活動

a：平常時の活動時間

(ア)放課後の活動終了時刻は、定時制授業に支障が出ないよう各部で決めるが、遅くとも午後7時前後の交通機関を利用し下校できるようにする。（午後7時完全下校）

(イ)早朝練習をする場合は、午前7時20分から午前8時10分の間とする。

(ウ)午後5時以降は、校舎内（A棟）での活動は原則として認めない。

(エ)活動は、原則顧問の指導のもとで行う。

b：テスト期間中の活動及びテスト前の活動

(ア)1週間前よりテスト期間とし、部活動の実態に応じて活動時間等配慮して行う。

(イ)活動時間等の配慮とは、平日においては2時間程度、休日においては半日程度の活動時間をいい、その他、生徒の実態に応じたものとする。

(ウ)定期テスト3日前より原則として活動は中止する。ただし、公式戦、公式戦に準ずる大会等が近い場合は、部活動特別活動許可願を提出し、顧問の指導のもとで行う。

(エ)大会等が近い場合とは、概ねテスト直前3日前及び、テスト後2週間以内を指す。

(オ)(ウ)により活動を行う場合には、(イ)に準じて活動時間等配慮して行う。

(6)部室使用

a：部室は活動のために必要な用具や衣類等の保管場所であり更衣の場所なので、他の目的のために使用してはならない。大切に使用するとともに、室内及び周辺の整理整頓を心がける。また、保全に努め、万一破損した場合は各部顧問に届け出て、個人又は部で負担し、完全に修復する。

b：平日の使用は原則として始業前・放課後とし、使用时以外は活動中も含め施錠する。

c：火気、暖房器具等の使用は禁止する。

d：部員以外の生徒の使用・出入りは禁止する。

e：鍵の管理・使用は、各部で責任をもって行う。活動時間中は施錠する。

f：上記の規定を守れない部と部員に対しては、部室の使用を禁止することがある。

(7)合宿

a：期間

年度内の合宿は、泊を伴う遠征を含み 10 泊以内とする。

b：手続

事前に所定の合宿許可願を提出し校長の許可を得て、保護者からの承諾を得る。

(8) 休廃部の基準

(ア) 4 月末の時点（1 年生登録後）で、1 年生の登録人数が 0 人であり、2・3 年生の部員が転部、退部または 3 年生が引退することにより部員数が 0 人になった場合、その時点で廃部とする。

(イ) 3 年生引退後、1・2 年生だけで団体戦等における最小構成人数が確保できなくなった場合は、次年度の募集の際、廃部の可能性を伝えた上で、条件付き募集とする。次年度に新入部員が入部しても団体戦等における最小構成人数が確保できない場合は、その後の募集は行わず、3 年生引退後に廃部とする。ただし、希望があれば少ない部員数での活動は、卒業時まで保障する。

(ウ) 少ない部員数とは最小構成人数未満の場合をいう。ただし、マネージャーは最小構成人数には含まない。

(エ) 学級減が生じた場合、職員会議で部活動の休廃部を選定する場合もある。

(9) その他

(ア) 長期休業中の活動時刻は各休業中の心得で定める。

(イ) 平日の午後 5 時以降の下校路は、昇降口前（A 棟と B 棟の間）とする。

(ウ) 校舎内練習では、安全に留意し、体育用の体育館シューズは使用しない。

12 届出一覧

(1) 願や届書は、事前に担任に提出する。

(2) 次の場合は「願」を提出し、許可を得る。【 】内は用紙の【交付・提出先等】

a：退学【事務室・担任】

b：休学【事務室・担任】

c：復学（病気のときは医師の診断書を要する。）【事務室・担任】

d：転学【事務室・担任】

e：追認試験【教務課・担任】

f：掲示、募金、調査、出版、集金【生徒課・担任】

g：学割証発行【事務室・担任】

h：特別アルバイト【生徒課】

i：運転免許取得【生徒課・担任】

j：普通自動車運転免許証取得承認書【生徒課】

k：普通自動車運転免許証取得許可願【生徒課】

l：部活動変更（兼部）願【生徒課・担任】

(3) 次の場合は「届」を提出する。

a：住所、姓名、保護者の変更【事務室・担任】

b：破損【事務室・担任又は部顧問】

c：事故、違反【生徒課・担任】

- d: 被害（盗難、不審者等）【生徒課・担任】
- e: 自転車通学【生徒課・担任】
- f: 長期休業中アルバイト【生徒課・生徒課係】
- g: 旅行届【生徒課・担任】

附則

この生徒心得は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この生徒心得は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。（平成 26 年 3 月 14 日改正）

この生徒心得は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。（平成 27 年 2 月 23 日改正）

この生徒心得は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。（平成 28 年 1 月 28 日改正）

この生徒心得は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。（平成 29 年 1 月 30 日改正）

この生徒心得は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。（平成 30 年 1 月 30 日改正）

この生徒心得は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。（平成 31 年 1 月 28 日改正）

この生徒心得は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。（令和 3 年 2 月 24 日改正）

この生徒心得は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。（令和 4 年 3 月 31 日改正）

この生徒心得は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。（令和 6 年 3 月 31 日改正）

この生徒心得は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。（令和 7 年 3 月 31 日改正）

この生徒心得は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。（令和 8 年 3 月 31 日改正）